

令和6年度第4回尾張旭市子ども・子育て会議録

- 1 開催日時
令和7年2月13日（木）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時30分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎2階 201会議室
- 3 出席委員
上村千尋、水野夏子、近藤信綱、清水まさみ、松原美保子、水野寿美代、
奥山陽史、志村美栄子、朝見巳幸
9名
- 4 欠席委員
弘島朋子、谷口礼、岡元洋子、安藤郁子 4名
- 5 傍聴者数
1名
- 6 出席した事務局職員
こども子育て部長 竹内元康
こども未来課長 山本智子
保育課長 川本英貴
保育課指導保育士 松本真理子
こども課長 塩田駒子
子育て相談課長 二村正篤
保育課長補佐 西尾元伸
こども課長補佐 久野善之
こども未来課こども政策係長 長瀬絵里子
こども未来課こども政策係 村田貴
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 岩室秀典
- 7 議題
 - (1) 尾張旭市こども計画について
ア 会議意見の反映等について
イ パブリックコメントの結果等について
ウ 答申について
 - (2) 利用定員の設定について
- 8 配布資料
 - (1) 令和6年度第3回子ども・子育て会議におけるこども計画に対する各委員意見及び対応案 資料1－1
 - (2) 「第4章施策の展開」に対する会議後提出意見への対応案 資料1－2

- (3) 尾張旭市こども計画（案）のパブリックコメント実施結果 資料 2
- (4) 答申案 資料 3
- (5) 利用定員の設定について 資料 4
- (6) パブリックコメントの計画素案・やさしい版（参考資料）

9 会議の要旨

(発言者名)	(発言内容)
部長	皆さま、こんにちは。 こども子育て部長の竹内です。どうぞ、よろしくお願いします。 本日は、お忙しい中、また寒さ厳しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、ただ今から、令和 6 年度第 4 回尾張旭市子ども・子育て会議を開会させていただきます。 本日が令和 6 年度子ども・子育て会議の最終回でございます。また、令和 5 年度からの 2 か年にわたり「尾張旭市こども計画」に関するご審議いただきまして、会長並びに各委員の皆さまからそれぞれの視点で多様な御意見をいただき、誠にありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。 それでは、欠席委員について報告させていただきます。 谷口委員、岡元委員、安藤委員の 3 名から本日の会議を欠席される旨の連絡がございました。 弘島委員につきましては、遅れてお見えになるかもしれませんのでよろしくお願いします。 本日の出席委員は 9 名でございますので、過半数の出席をいただいております。従いまして、本会議条例第 6 条第 2 項の規定による定足数に達しております。 なお、この会議は公開しておりますので、会議の傍聴席を設けてございます。また、会議録を作成し、市ホームページ等で公表をまいりますので、委員の皆さまには御了承いただきますようお願い申し上げます。 議題に入ります前に、事務局から本日の資料を確認させていただきます。
事務局 (こども未来課係長)	それでは、本日の資料を確認させていただきます。 事前にお配りしております資料として、次第、資料 1－1、資料 1－2、資料 2、資料 3、参考資料としてパブリックコメントで公表しました計画案の冊子がございます。

	そのうち本日の机上配布資料としまして、次第を差し替えさせていただきますのと、資料１－１についても差し替えをお願いしたいと思います。 本日新たにお配りした資料４もございまして名簿と席次表があるかと思います。不足がありましたら予備を配布しますので、お申し付けください。 事務局からは以上です。
部長	それでは、以降の会議の進行につきましては、議長であります上村会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
会長	それでは、これより、私が会議を進めてまいりますので、委員の皆さまよろしくお願いいたします。 午後３時頃を目安に会議が終わるように進めていきますけども、先ほど御説明ありましたように、本日の会議につきましては、次第に従い進めさせていただきます。 それでは早速、議題に入ってまいりたいと思います。 議題(1)「尾張旭市こども計画について」でございます。 初めに、「ア 会議意見の反映等について」、事務局から説明をお願いします。
事務局 (こども未来課係長)	事務局から議題(1)「ア 会議意見の反映等について」御説明申し上げます。 資料１－１と資料１－２、参考資料のパブリックコメントで公表した計画案の冊子をお手元にご用意ください。 こちらは、諮問後の当会議において、第４章の「施策の展開」に関して、委員の皆さまからいただいた御意見への対応案、計画への反映状況等をまとめたものになります。 まず、資料１－１は、前回の第３回会議内での御意見への対応案になります。 表一番右の「計画への反映状況」の欄に、対応策等を記載しております。表中のページ数は、参考資料でお配りしております、パブリックコメントの計画案のページ数になりますので、あわせてご覧ください。 番号１から３については、こどもの権利の周知や知る機会についての御意見です。計画案の該当ページは、３６ページになります。 ページ下段、新規・拡充事業、こどもの権利、こどもまんなか社会に関する意識啓発事業の内容を修正しております。 修正内容は資料１－１、計画への反映状況の欄、〈修正後〉に示しておりますように、こどもの権利等の情報を伝える方法の

ひとつとして、子育て中の保護者が使用する「あさびー子育て応援ナビ」を追記しております。また、パブリックコメントの計画案には反映していない部分ですが、「市民への意識啓発」の前に「こども、子育て世帯及び」も加える形にさらに修正します。

また、計画案の69ページをご覧ください。

こちらでもパブリックコメントの計画案にはまだ反映していない修正になりますが、第6章「計画の推進」「1 計画の周知・理解」の項目の末尾に、効果的かつ積極的な情報発信について、一文加える修正で、内容は資料1-1、修正後の2つめの太字部分、「加えて、特にこどもや子育て当事者にライフステージに応じた必要な情報が届くよう、関係機関等と連携協力し、各種健康診査やイベント等の機会を捉え、プッシュ型の情報提供を行います。」と一文加えることとしています。

続いて番号4については、こども家庭センターと教育委員会の連携についての御意見でした。計画案の該当ページは、37ページになります。

37ページの真ん中、施策1-3 安心して相談できる環境づくりの新規・拡充事業の1つめ、「こども家庭センターにおける一体的支援の推進」の内容について、資料1-1〈修正後〉のとおり、計画案を修正しています。

裏面へいきまして、番号5については、母子健康手帳の活用方法についての御意見でした。こちらは、具体的な内容となるため、計画案にそのまま反映させることはしておりませんが、事業担当課と情報共有を図りました。

番号6は、「健康診査の実施」事業へ5歳児健診について記載することについてです。計画案の39ページをご覧ください。施策2-2、維持・継続事業の3つめ「健康診査の実施」事業です。

こちらは改めて事業担当課と調整し、資料1-1、計画への反映状況欄の〈追記内容〉のとおり、5歳児健診について追記しています。

番号7については、番号1から3において説明したとおり、効果的かつ積極的な情報発信について、計画に追記します。

番号8については、前回会議内でもお答えした内容となりますが、「児童・学童クラブの充実」事業に関する目標値は、計画的に整備していく数値としております。ただし、ご心配いただきましたように、今後の利用希望の推移によっては、計画の中

	間見直しも含め、対応を検討していくこととしております。 資料１－２は、第３回会議後に御提出いただいた意見に対する回答となります。 まず、番号１、２ 施策４－４に関して、学校内での安心できる環境づくりについての御提案については、具体的な案ということで、計画案にそのまま反映させることはしていませんが、事業担当課と情報共有を図ります。 番号３は、施策４－４メンタルフレンドについての御意見ですが、こちらは計画案に記載のとおり、「教育支援ルームの推進」事業として引き続き取り組んでまいります。 番号４ 施策５－２に関して、障がいのある子や発達が気になるこどもをもつ保護者支援についての御意見です。こちらについては、「発達が気になるこどもへの支援」事業として、令和７年度より新設するこども家庭センターを中核機関として、関係機関と連携して取り組んでまいります。 番号５ 施策５－４に関して、中学生の学習支援に関する御意見です。こちらについては、「学習支援の実施」事業として、引き続き取り組んでまいります。また、提供場所の増設など事業の拡充についての御意見は、事業担当課と情報共有を図ります。 裏面へいきまして、番号６は、施策を特定しない形でいただいた御意見です。引きこもりを防ぎ、社会に馴染めるような個人的サポートについて、こちらについては、施策４－４として、居場所や相談体制の充実といった事業として、引き続き取り組んでまいります。 最後に、番号７、８は、第４章「施策の展開」以外の部分でいただいた御意見です。 こども若者の意見聴取やこども会議での意見を受けて、側溝に蓋をつけることや、あさび一号を中学生の登下校に活用することについて賛成との御意見でした。これらについては、具体的な改善等への御意見ということで、計画案へ反映させることはしていませんが、事業担当課と情報共有を図ります。 資料１－１、１－２の説明は以上となります。
会長	ただ今の事務局の説明について、質問などあればお願いします。 委員の皆さま方からの具体的な御意見も、こども計画、案の段階ですけども、反映されているかと思います。もう少し内容を詰めていく必要があるところ、もう少し検討する必要がある

	ところ、そのあたりは説明がありましたように、情報共有という形で進めていくというような回答でした。 皆さまからの意見が無ければ、次に、「イ パブリックコメントの結果等について」、事務局から説明をお願いします。
事務局 (こども未来課係長)	事務局から議題(1)「イ パブリックコメントの結果等について」御説明申し上げます。 資料2と参考資料のパブリックコメントで公表した計画案の冊子をご覧ください。 こちらは、尾張旭市こども計画(案)の内容に関して、市民の方などから広く御意見をいただくために実施したパブリックコメントの結果をまとめた資料でございます。 なお、こちらの結果につきましては、本日の会議終了後、市HPでの公表を予定しておりますので御承知置ください。 それでは、資料2を用いて順に御説明させていただきます。 項目1、2として、本パブリックコメントは、令和6年12月20日(金)から令和7年1月20日(月)までを意見募集期間として実施し、市役所こども未来課・市政資料コーナーを初めとして、市内各主要公共施設に計画書及び意見応募用紙を設置するとともに、市HPにおいても資料掲載、ウェブからの意見募集も行いました。 その結果、3名の方から合計16件の御意見をいただきました。その意見の内容とそれに対する市の回答案が「項目5 意見の要旨と意見に対する市の考え方」でございます。 表の左から、番号、計画書案の関係箇所として、ページ数と章の数、提出された意見の要旨、それに対する市の考え方(案)を記載しております。 全ての御意見の紹介は割愛いたしますが、特に計画に反映する御意見をご紹介します。 3ページの番号11をご覧ください。こちらは、計画全体の元号表記に対する御意見です。西暦表記を求める御意見ですが、市の総合計画や現在策定中の他の計画との統一を図るため、元号と西暦を併記する形に修正します。ただし、第4章や第5章などの表やグラフ内については、スペースや見やすさを考慮し、元号表記のみとします。 5ページの番号16をご覧ください。こちらは、こどもの権利についての御意見です。やさしい版にこどもの権利を具体的に記載することに関しては、やさしい版は計画内容をわかりやすくまとめたものであり、計画の中でも、こどもの権利について

	て具体的な説明はしておりませんので、やさしい版の最後のページに、こどもの権利についての具体的な説明が掲載されている、こども家庭庁などのHPのリンク先を掲載する形に修正します。 また、計画36ページの上段、【現状と課題】の2つめの段落の後半、「こどもの意見等を参考にしたまちづくりを推進してきました」としている点に関して御指摘いただいた、意見表明権の尊重について、同じ36ページの下段【施策の方向性】の中に、意見を聴くだけでなく、「収集し、反映する」ということについて追記することとします。 その他の御意見では、市の子ども・子育て支援施策の内容に対して幅広く御意見をいただきました。これらに対する市の考え方として、市の現状をお伝えするとともに、今後の事業実施の参考とさせていただくことが可能な御意見についてはその旨を記載しております。 以上の内容を今回のパブリックコメント実施結果として、御報告させていただきました。 事務局からの説明は以上です。
会長	ただ今の事務局の説明について、質問などあればお願いします。
近藤委員	ドキュメントの製作に向けては、順調に進んでいて非常に親切なものができつつあると認識しております。 実際に本当に子育てしやすいまちづくりをしていくのであれば、ドキュメントよりもむしろ、いかにして市民が気軽に参加できるか。こどもも気軽に参加できるか。この気軽さをどこで保障していくか。それが必要だと思います。 制度上で保障するというよりも、空気づくりのような感じがするものですから、具体案があるわけではないですが、例えば子育てを相談したいときにプロの方に相談に乗ってもらうというようなルーティンではなくて、素人同士がどこかの喫茶店でわいわいがやがや喋るというような、そういったものをどのぐらい保障していくか、そういう仕組みがこれから必要になってくるのかなと思いますので、どこかでもう少し敷居を下げた子育ての支援を打ち出していただけると市民が参加しやすいと思います。 そして、こどもと市長との会議は、こどもにとってはプレッシャーが大きいところだと思うので、もう少しやわらかい雰囲気の中でこどもが、自分達がどう育っていきたいか、どういうまち

	で、どう自分達が関わっていけるようになりたいか、こどもの気持ちをフランクに出せるような雰囲気づくりをどうするかというのをこれから検討していただければと思います。
会長	近藤委員ありがとうございます。市民参画型、こども参画型、そのような形をより今以上にフラットな、フォーマルな形もちろん重要ですけども、その一方でインフォーマルな、仲間として集いやすいような、そのような居場所づくりのための意見交換だったりとか、対話をするような、そうしたものが次のステップとして必要ではないかという御意見でした。ありがとうございます。
事務局 (こども未来課長)	貴重な御意見ありがとうございます。こども未来課長の山本でございます。ただ今の近藤委員からの御意見につきまして、少し補足させていただきたいと思います。 こどもの気持ちというワードが出たかと思うんですけども、計画ではやはり、こどもの意見を聴く、それを反映させるというところが非常に重要であるというのが、今紹介したパブリックコメントでもいただいている意見でございます。 そうしたこどもの意見を聴くというのが、これまで確かなかなかできていなかった部分でもありますので、どんな形で意見を聴いていくのかは、これからの課題だと認識しております。 敷居を下げることや、もっとフランクに何か言えるようにといったような御意見もいただきましたので、市に対してというよりも、もしかしたらもっと顔なじみの方同士の場の意見交換とか、そういうものがあるのかなとか、そういったことを含めてしっかり考えていきたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。御意見ありがとうございます。
会長	ありがとうございます。他にどうでしょうか。 志村委員お願いします。
志村委員	今の近藤委員の御意見など、本当に大事だと思うんですね。 私はたまたま地理的に中央公民館が行きやすいのですが、そこには悩み事相談の窓口、少年センターとか2階にはこども達が集まっている部屋もありました。 例えば不登校とか引きこもりとかのこども達がそういうところに足を運んだりしているのでしょうか。
事務局 (こども未来課長)	中央公民館にはそうしたこども達の通える場があります。
志村委員	2階にはひまわりという場所があって、私たまたま中央公民館の2階の工作室と音楽室に毎週1日ずつ通っているんですけ

	ど、やはりこういうところが設けられているんだなと実際に目で見まして、尾張旭の中にもそういう場所が他にもありそうですね。何か所ぐらいあるんですか。
事務局 (こども未来課長)	この場で明確に何か所というのは、申し訳ありませんがわかりかねます。
志村委員	他にも例えば冊子、チラシもあって、あいち子ども包括支援協会というのとか、これはあそこにあるんだなとわかって、だからどこか市の中にも学校、教室には足が向かないんだけど、そういう近くのところで行きやすい場所があるのかなと思ったんですけどね。 アンケートでも友達というときが一番楽しいというのが出ていますよね。ですからやはり出会いの場所っていいですよ、友達と喧嘩するときもあるかもしれませんが、それでもそういう出会える場所があってもいいと思うんですけどね。なのでそういうところが身近にあるといいなと思います。あるんじゃないかと思っていますけども。近藤委員がおっしゃったように、もっと気軽に行かれるようなところがあってもいいと私も思っているんです。以上です。
事務局 (こども未来課長)	貴重な御意見ありがとうございます。不登校であるとか引きこもりの方については、教育委員会とも協力しながら、そうした場所の提供であるとか、もちろん情報提供も含めて伝えさせていただきたいと思います。 今こどもの居場所という点では、公共施設でお子さんが気軽に集えるようなところについては、市全体の分をまとめまして、ホームページ等で公表しておりますので、この計画にもありましたとおり、プッシュ型、ホームページを見にいかなくてもこちらから提供できるような方法はまた検討させていただきたいと思います。貴重な御意見ありがとうございます。
会長	ありがとうございます。 参加を促すためには、こどもに届く情報提供の仕方というところで、実際取組に活かされていたり、これから強化されるというお話をいただきましたので、そのように進めていただければと思います。ありがとうございます。 他にいかがでしょうか、委員の皆さん。 朝見委員お願いします。
朝見委員	色々な施策がどんどん具体化されるのは非常に良いと思うんですけども、こども達が、自分がこどもなのか大人なのかかわからないという点、保護者の子育てという点で、元に戻ってしま

	いますが、こども計画が一体誰に対しての計画かというのを、作っている、会議に出ている私どもはわかるんだけど、こどもって、子育てって何歳までのことを言っているのか、自分はこどもなのか、大人なのかっていうのが、例えば児童相談所は18歳まで相談できるんだけど、一般的に児童だから小学生までしかだめじゃないのって本当に思っている方もいらっしゃるし、小児科っていうのは、一般的に中学生まで、高校生になると大人で受診しないといけない。 このこども計画についても、こどもと書かれていて、途中からこども・若者となる感じで、実際こどもっていうのは、子育てっていうのは、誰を何を何歳までをどのとき、どのように対象としているのか、話があちこちいって申し訳ないんですけど、例えば公共料金も中学生だったら大人の料金になってしまう。旅行とかになっても大人になってしまう。自分が大人なのかこどもなのか、わかっていないこども達がいっぱいいるので、そんなこども達が、一体どこで相談したらいいのか、ちょうど思春期の年代の子達がこどもじゃないから相談に行けない、こどもじゃないからここに行けないんじゃないかと思ってしまうんじゃないかなっていうことを、こんなしっかりとした計画があるにも関わらず、使えない、知らない子達がいるのが惜しいなって思ったりします。
会長	朝見委員ありがとうございます。
事務局 (こども未来課長)	ありがとうございます。この計画の4ページにありますとおり、計画の対象というところで、どのようにこどもを分けたかという、児童福祉法ではなくて、こども基本法の中のこどもの定義で、心身の発達の過程にある者を想定しているということで、朝見委員のおっしゃるとおり、年齢で分けができないんですね。やはりどこまでがこども、どこからが大人というところでいくと、心身の発達の過程にある者とありますので、もしかしたら20代でも、もちろんこどもということになります。 一般的には、こどもというと少し小さいこどもを想定するところもあります。ただこども計画というのは、国が示している計画でもありますので、こども計画というタイトルにはなっていますが、事業の中では、こども・若者というような言い方をさせていただいております。 法や仕組みによって、対象となるこどもが明確に中学生までであったり、18歳までであったり、もっと受け入れたり、対象となる方にもわかりにくい点が、もしかしたらあるかもしれ

	れないと思います。ただお話にあったとおり、発達の過程にあるような方が相談できるような場は必要かと思いますので、こども家庭センターというのが、4月からできます。それでもやはり、こどもじゃないかもしれないから行きにくいという方もお見えになるかもしれないので、そのあたりはしっかり周知して、誰でも、悩みがあったら来てねというような周知に努めたいと思います。ありがとうございます。
会長	国の方針とそれからこども基本法の定義に則った具体的な御説明ありがとうございました。
近藤委員	自分が若かった時代のことを振り返ると、思春期の時期って悩みがあったときに相談したいという気持ちがすごくあるんだけど、相談の相手は大人じゃないんですよ。先生でもない、親でもない、自分の友達、自分の同級生とか、あるいは部活の1年先輩、2年先輩程度の人達に話を聞いてほしい。実際の思春期で1番悩みの多い年頃のこどもだった時代の自分の記憶を辿ると、そんな感じに思ってるんですよね。ですから、それをいかにして吸い上げるかっていうのを、市の仕組みを作って、整備していったというのでは、なかなか限界があるような気がするので、どういう具合にしてそういう雰囲気を作っていくのか。 実際に何もなければ、何の進歩もないわけだから、大人にどう繋いでいくか、こども同士の相談、一緒になって色々悩んだり、話したりすることを、いかにして大人が、あの人だったら話を聞いてくれるみたいなのところを作っていくかということ、それは役所の窓口とか、そういう仕組みとかじゃなくて、人間と人間のコミュニケーションで、あの人なら話しやすいっていう人をどうやって作っていくか。 話しやすい人っていうのは役所の人である必要は全くなくて、近所のおじさん、おばさんでもお姉さんでもお兄さんでも構わないんだけど、どのようにして、そうやって気楽に話せる人を作っていくかということは、実際にここで話しても難しいとは思いますが、もし可能であれば、そういう仕組みを少しずつ作っていくことによって、学校に行きたくない、登校拒否、それでそのまま社会から弾かれてしまって辛い思いをしてしまうっていうようなところをどこかで断ち切ろうということであれば、自分のお友達をちょっと上のお兄さん、お姉さんぐらいのところに話ができるようにする仕組みと、その話をどれぐらい豊かな度量で吸い上げていくかという仕組みっていうのは、計画には載せられないところなんです、市全体の

	雰囲気として作っていかないといけないと思っています。
会長	近藤委員ありがとうございます。 まさにそのとおりだと思うんですね。ちょっと時間を取らせていただきますけども、今の御提案をどういった形で具現化できるか、今のこども・若者という話であれば居場所づくりのことだと思うんですね。 学校へアクセスできないこども達にとっては、家と学校以外の場所がもう一つ必要です。それがサードプレイス、第3の居場所。 国としても、もちろん自治体としてもサードプレイス、第3の居場所をいかに作っていくか。それを考えたときに、相談所やセンターと名のつくものは、やはり縦の関係になります。友達同士の相談というのは横の関係になります。そこでもう一つ斜めのものが必要になってくる。斜めというのはいわゆる大学生であったり、こどもにより近い年齢であったり、そうした経験をした人、ちょっと一歩前にいるような経験者、当事者の声であったりします。 斜めのところを作っていくときにもサードプレイス、居場所づくりというものを、どのように地域の中に作っていくことができるか。 今、尾張旭でいろんな居場所づくりが実際行われていて、ただそこにもう一つ、今、御意見いただいたように自治体ですとか、あと学校の中におしゃべりができる場とかカフェだったり、立ち寄れる場所を作っていく。こうした取組は全国的に少しずつは進んではいるんですね。そうした縦と横と斜めといったところに、この計画を踏まえて次のステップとして進めていけたら、と。お話を聞きながら非常に大事な意見だなと思いました。 説明が長くなりましたけれども、私はこのように思っております。
事務局 (こども未来課長)	ありがとうございます。広い視点からの御意見をいただけたと思います。また会長からも非常に専門的な今の現状というのを御教授いただきましてありがとうございます。 やはり近藤委員もおっしゃられたとおり、役所の仕組みを超えたところで、民間なのか地域なのか、そういったところとしっかり手を取り合いながら進めていく。なかなか市役所の仕組みの中だけでは、できない部分なのかなと感じましたので、そういった広い視点をもって今後施策の方も取り組みたいと思います。ありがとうございます。

会長	それでは、議題(1)ウ「答申について」について事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (こども未来課係長)	それでは、議題(1)ウ「答申について」について説明いたします。 資料3をご覧ください。 今年度8月30日に開催しました「第2回子ども・子育て会議」において、柴田市長出席のもと、計画内容に対する審議をお願いする「諮問」を実施しました。 その後、会議議題において計画案に対する御意見を委員の皆さまからいただきました。その審議結果については、諮問に対する回答として答申を行うこととしており、それを「答申書」という形でまとめたものが資料3の内容でございます。 それでは、資料3の内容を読み上げさせていただきます。 尾張旭市こども計画について（答申） 当会議は、令和6年8月30日に尾張旭市こども計画の策定について諮問を受け、慎重に審議を行ってまいりました。 この度、下記のとおり審議結果を取りまとめましたので、これを答申します。 1 審議事項、尾張旭市こども計画の策定について、2 審議結果、今回諮問のあった「尾張旭市こども計画（骨子）」は、尾張旭市の未来を担うこども達が健やかに成長することができる社会の実現をめざした第2期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方を継承するとともに、全てのこども若者が心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしく権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活することができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。そして、国が策定した「こども大綱」を勘案して、尾張旭市の子ども・子育て支援、次世代育成支援に加えて、こども若者育成支援、こどもの貧困対策も含めた、こども政策の総合的な計画として策定する方針が示されている点は支持できます。 また、市民アンケートの実施や各関係団体ヒアリングに加えて、こども若者を対象としたアンケート及びグループインタビュー等によって広く意見を取り入れる姿勢がみられることも評価できます。 こどもを地域全体で安心して育てることができる環境を整え、こどもとともに保護者も住民も成長し、様々な「幸せ」と「笑顔」が生まれていく尾張旭市の実現に向けた取組の方向性

	を示すものとして、より実効性の高い計画となるよう、当会議としては、審議経過で示された意見のうち、特に以下の項目に留意し、策定されることを希望します。 (1) こどもの権利に関する理解促進のため、様々な機会や手段を用いて、特にこどもや低年齢層のこどもの保護者に広く周知を図ってください。 (2) 母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営に当たっては、教育・福祉や関係機関などと連携及び協働を図り、切れ目のない支援が着実に推進されるよう努めてください。 (3) 子ども・子育て支援施策や各事業について、より効果的かつ積極的な情報発信を図ってください。 (4) こども若者が計画推進の当事者として意見表明しやすい環境づくりや、意見の施策等への反映に努めてください。 本日は資料3の内容について御意見等をいただき、答申に向けて資料の調製を進めたいと考えております。その後、答申は、事務局より市長へ実施する予定でございますのでよろしくお願いいたします。 なお、この答申を受け、最終調製を行いまして、市ホームページでの公表前に、計画書の完成版を、委員の皆さまに送付させていただく予定です。 事務局からの説明は以上です。
会長	今年度第2回会議で市長から受けた諮問に対する会議としての回答が、こちらの内容となります。それでは、ただ今の事務局の説明について、何か御質問・御意見等があればお願いしたいと思います。 それでは先ほど事務局から説明がありました、進め方で進めていただければと思います。 また我々の方にも、実際のものが送られてくるということですので、そこで各委員が最終確認をしてということによろしいでしょうか。 それでは本日の内容を踏まえまして、事務局より市長への答申をお願いします。 次に、議題(2)「利用定員の設定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局 (こども未来課係長)	それでは議題(2)「利用定員の設定について」説明いたします。本日お配りしております、資料4をご覧ください。 1 利用定員の設定についての意見聴取としまして、平成2

	7年度からスタートした子ども・子育て支援新制度では、市が保育所等を施設型給付、いわゆる補助の対象とするための確認を行うにあたって、その施設の利用定員を定める必要があります。 利用定員とは、原則、施設を利用できる人数の上限であり、市が補助金を給付する上限ということになります。 この利用定員を定めようとするときには、子ども・子育て会議に意見を聴くこととされております。 関連する法律が、資料下の（参考）としてある枠内になります。 枠内の下の方、「利用定員を定めようとするときは、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない。」とされている部分になります。 今回は、その意見をお聴きする場という位置づけになります。 「2 小規模保育事業所（3号）の新規利用定員」としまして、令和7年4月1日より、小規模保育事業所の新設に伴い、新規利用定員を18人とするものです。 これは、待機児童解消のために公募により事業者を募集し、整備するものです。 かっこ書きしております「3号」というのが、いわゆる3号認定、0・1・2歳の保育を必要とするこどものことで、小規模保育事業所は、0・1・2歳の未満児専用園になります。 施設名は「リトルフレンズほいくえんみなみはらやま」で、利用定員の内訳としては0歳が3人、1歳が7人、2歳が8人になります。 事業者は他での運営実績はありませんが、園長としての勤務経験や経理等の事務職経験など、保育所や認定こども園での14年以上の勤務実績があることを確認しております。 開設場所は、南原山町のスギ薬局やドラッグスギヤマがある交差点のやや東の瀬戸街道沿いのビルの1階です。 説明は以上です。
会長	ただ今の事務局の説明について、質問などあればお願いします。
近藤委員	設置者は社会福祉法人でしょうか。
事務局 (こども未来課係長)	株式会社になります。
近藤委員	株式会社ですと、商法の規定によって、株主の主張で、こどもが通っている状態であっても、やっていけないから廃止をす

	るというようなことがあって、商法上は認められていますが、そういうようなところに対して、社会福祉法人あるいは学校法人でもそうなんですが、公益法人だと、簡単には途中で終わらせることができない仕組みがあるんですが、そのあたりに関して、どのように継続性を担保するのかを聞きたいです。
事務局 (保育課長)	お答えさせていただきます。 事業者が株式会社ですと、株主の意見で簡単に辞めることができるのではないかといいた御質問でよろしいでしょうか。 そういったこともありますけれども、選考の過程でしっかりとプレゼンをしていただきまして、保育に対する考え方等をしっかりと確認しまして、市として継続的に任せられるということで判断をしてお願いをしておりますので、開設後も市と連携を密に取りながら継続的に運営していただけるように市から指導や連携を取っていきたいと思います。
会長	それでは、次第の3「その他」について、事務局から、他に何かありますでしょうか。
事務局 (こども未来課係長)	来年度の会議予定について連絡いたします。 来年度は全2回の開催を予定しています。日程調整等については、別途御連絡いたします。 こども計画策定に当たり、貴重な御意見等いただき、誠にありがとうございました。計画策定後は進捗管理等で引き続き御協力いただけましたら幸いです。 どうぞよろしくお願いいたします。 事務局からの連絡は以上です。
会長	本日は、長時間にわたって御議論いただきありがとうございました。 これをもちまして、令和6年度第4回尾張旭市子ども・子育て会議を閉会いたします。 皆さま議事進行に御協力いただき、大変ありがとうございました。

10 その他

会議後、資料3の答申案を市長への答申とすることについて、全委員へ文書により照会した。反対意見はなく、全委員から了承いただいた。